

○諮問事項

平成23年度愛知県私立学校経常費補助金の配分方法について

(1) 概要

ア 補助金の交付先、補助対象及び補助率について

項 目	内 容		
1 補助の 交付先	県内に私立の高等学校、中等教育学校（後期課程）、中等教育学校（前期課程）、中学校、小学校、幼稚園、専修学校、各種学校を設置する者		
2 補助対象	補助 区分	補助対象	学校種別等
	経 常 費 補 助	経常的経費	高等学校、中等教育学校（後期課程）、中等教育学校（前期課程）、中学校、小学校、幼稚園及び学校法人立専修学校（高等課程）
		経常的経費 （人件費を除く。）	学校法人立専修学校（専門課程・一般課程）及び学校法人立各種学校
3 補助率	定 額		

イ 配分基準及び算定方式について

- (ア) 「父母負担の軽減」、「教育条件の維持向上」及び「私学経営の安定化」を図るため、生徒数等を基礎に算定し配分する。
- (イ) 愛知方式を基にしている高校（全日制課程・定時制課程）に対する経常費補助金の一般分については、生徒数、学級数及び学校数を基礎とする通常分と特定分野、課程等に係る教育の振興、特色ある教育の推進に特に配分する特別調整分と特色教育推進分に分けて配分する。
- (ウ) 愛知方式を基にしている学校法人立幼稚園、学校法人立専修学校高等課程に対する経常費補助金の一般分については、園児数及び生徒数を基礎とする通常分と特定分野、課程等に係る教育の振興、特色ある教育の推進に特に配分する特別調整分に分けて配分する。
- (エ) この配分にあたって、従来から補助金の効率的な配分を通じて各学校等が自主的に教育条件の維持向上を図り、併せて経営の健全性を高めるよう誘導するため、教育条件整備状況や父母負担状況等に応じて傾斜配分する。

- ※ 愛知方式による経常費 2 分の 1 補助  
私立学校経営に係る全消費支出（22 費目）及び資本的支出における設備関係支出（5 費目）のうち、15 費目を補助対象経費とし、その 2 分の 1 を補助する方式。  
<15 費目の考え方>
- ① 現金支出を伴うもの
  - ② 他の補助金と重複していないもの
  - ③ 直接、教育の用に供する経費で、補助対象経費としてなじむもの

ウ 主な改正事項

特になし